

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、身体障害者手帳の交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府柏原市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)に基づき身体障害者の自立と社会生活活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①法第15条第1項の身体障害者手帳の交付申請の受理、その申請に係わる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>②法第16条第1項又は第2項の身体障害者手帳の返還に関する事務</p> <p>③法施行令第9条第1項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務</p> <p>④法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係わる事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務⑤法施行令第10条第1項又は第3項の身体障害者手帳の再交付に関する事務</p>
③システムの名称	①障害者福祉総合システム ②中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付事務に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表20の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 該当なし 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部 障害福祉課
②所属長の役職名	福祉こども部 障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 障害福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 障害福祉課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		<input type="checkbox"/> 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うシステムがインストールされているPCIには、アクセス権限を付与しており、権限のない職員が利用することのできないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	I 関連情報 3、個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 番号法第19条第7号、別表第二の10、14、20、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年1月2日内閣府・総務省令第7号) 第9、11、12、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43、53、55、59の2条	・番号法第9条第1項 別表第一の11の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年1月2日内閣府・総務省令第7号) 第9、11、12、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43、53、55、59の2条	事後	
平成29年7月3日	II 関連情報 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携	情報提供	情報提供	事後	
平成29年7月3日	II 関連情報 5、評価実施機関における担	健康福祉部 嘘害福祉課長 福島 潔	健康福祉部 嘘害福祉課長 石原 悟	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5、評価実施機関における担	健康福祉部 嘘害福祉課長 石原 悟	健康福祉部 嘘害福祉課長	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	様式の変更に伴い、「IV リスク対策」を追加	事後	
令和4年6月7日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供 ・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の10、14、20、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年1月2日内閣府・総務省令第7号) 第9、11、12、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43、53、55、59の2条	情報提供 ・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第8項、別表第二の10、14、20、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年1月2日内閣府・総務省令第7号) 第9、11、12、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43、53、55、59の2条	事後	
令和4年6月7日	I 関連情報 5、評価実施機関における担	①部署 健康福祉部 嘘害福祉課 ②所属長 健康福祉部 嘘害福祉課長	①部署 健康福祉部 嘘害福祉課 ②所属長 健康福祉部 嘘害福祉課長	事後	
令和4年6月7日	I 関連情報 7、特定個人情報の開示・訂	柏原市安室町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 嘘害福祉課	柏原市安室町1番55号 柏原市役所 福祉ごども部 嘘害福祉課	事後	
令和4年6月7日	I 関連情報 8、特定個人情報ファイルの	柏原市安室町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 嘘害福祉課	柏原市安室町1番55号 柏原市役所 福祉ごども部 嘘害福祉課	事後	
令和4年6月7日	II しきい値判断項目 1、対象人数	令和2年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年6月7日	II しきい値判断項目 1、取扱い者数	令和2年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和6年12月25日	I 関連情報 3、個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の11の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	・番号法第9条第1項 別表20の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	
令和6年12月25日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供 ・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第8項、別表第二の10、14、20、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年1月2日内閣府・総務省令第7号) 第9、11、12、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43、53、55、59の2条	【情報照会】 該当なし 【情報提供】 ・番号法第19条第6号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項	事後	
令和6年12月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 ・人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である 【判断の根拠】 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。	事後	
令和6年12月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ・最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和6年12月25日	IVリスク対策 12. 最も優先度が高いと考えられる対策 ・当該対策は十分か【再掲】	記載なし	十分である 【判断の根拠】 特定個人情報を取り扱うシステムがインストールされているPCIには、アクセス権限を付与しており、権限のない職員が利用することのできないようになっている。	事後	